

AirLogger Cloud Lite 遠隔モニタリングシステム利用申込書

(新規/継続)

このたびは、弊社AirLogger Cloud Lite遠隔モニタリングシステムのご利用をお申込
頂きましてありがとうございます。
ご契約に際しましては、本申込書に記入欄にご記入、ご署名の上、お手数ではございますが、
弊社代理店 経由 または 直接 弊社問合せ窓口宛にメール又は郵送にて送付ください。
何卒、よろしく御願い申し上げます。

■ お客様情報

ご記入日 年 月 日

| | |
|--------|--|
| フリガナ | |
| 法人名 | |
| フリガナ | |
| 部署名 | |
| フリガナ | |
| 管理者 | |
| ご住所 | |
| 電話番号 | |
| E-mail | |

* 必須: 管理者様を遠隔モニタリングシステムの管理者としてユーザ登録させていただきます。
管理者様宛に、製品の納入、パスワード等の情報提供をさせていただきますので
必ず記入をお願いいたします。

■ お申込内容

- AirLogger Cloud Lite 遠隔モニタリングシステム 1式 ¥198,000
利用期間 3ヶ月
- 継続 ¥150,000
利用期間 3ヶ月
最大利用期間は新規ご契約から6ヶ月とさせていただきます。
- 必要項目○を黒く塗りつぶしてください。 正:● 誤:⊙

■ ご利用開始希望月

年 月

レンタル品の準備のため、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。
ご発注を確認させていただきました上、弊社より、開始月をご案内させていただきます。

■ お申込に際するご確認事項

ご利用いただくにあたりまして、以下の書類の内容を確認いただきました上、
、AirLogger Cloud Lite利用規約の承諾が必要となります。

1. AirLogger Cloud Liteユーザーズ・ガイドの内容を確認しました。
2. AirLogger Cloud Liteシステム利用案内の内容を確認しました。
3. AirLogger Cloud Lite遠隔モニタリングシステム利用規約の内容を確認しました。

確認項目○を黒く塗りつぶしてください。 正:● 誤:⊙

AirLogger Cloud Lite遠隔モニタリングシステム利用規約に同意の上申し込みま

お申込責任者様 お役職名 ご署名(直筆)

| |
|--|
| |
|--|

AirLogger 問合せ窓口
株式会社アドバンテスト
新企画商品開発室 営業マーケティング部
〒349-1158埼玉県加須市新利根1-5
電話:0480-72-7028
E-mail:Info_wm@advantest.com

| | |
|------------------|--|
| アドバンテスト記入欄(記載不要) | |
| 管理番号 | |

AirLogger Cloud Lite 遠隔モニタリングシステム利用規約

(目的)

第1条

遠隔モニタリングシステム利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社アドバンテスト（以下「当社」という）が本システムの利用権を、お客様（本規約にもとづき当社と利用契約を締結のうえ、本システムを利用する法人、社団、財団または個人をいう。以下同じ）に許諾するにあたり、基本的な契約事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本契約において、次の語句は下記の意味を有するものとします。

- (1) 「本システム」とは、遠隔モニタリングシステム AirLogger Cloud Lite を用い、当社計測器の制御、および測定値を遠隔で取得する等のシステムをいうものとします。
- (2) 「AirLogger Cloud Lite」は、クラウドサーバ上でデータを管理、表示するアプリケーションとゲートウェイ上で当社計測器を制御、クラウドサーバとの通信をおこなうアプリケーションの総称とします。
- (3) 「システム利用案内」とは、本システムの提供内容、提供範囲、提供方法、利用時間帯その他の諸条件を記載した当社が本システムに関するウェブサイト上に掲示した文書をいうものとします。
- (4) 「クラウド提供者」とは、本システムを提供するための必要なデータ・センタおよびクラウドサーバの提供者をいうものとします。
- (5) 「通信回線提供者」とはクラウドサーバとゲートウェイ機器間の通信回線の提供者をいうものとします。
- (6) 「クラウド管理者」とは、本システムを提供するクラウドサーバを維持、管理する者をいうものとします。
- (7) 「インフラ提供者」とは、クラウドサーバ提供者、クラウド管理者、通信回線提供者ならびにゲートウェイ、モバイルルータ等インフラを構築する全てのハードおよびソフトウェアの提供メーカーの総称をいうものとします。
- (8) 「当社システム管理業務」とは、当社が、お客様に対して本システムを利用するために提供する WEB ブラウザの「URL」、「ユーザ名」および「パスワード」を発行、管理する権限を有し、本システムに係る当社とお客様との連絡等を行う業務のことをいうものとします。
- (9) 「WEB ブラウザ」とは、ユーザが本システムをユーザ端末上で当社計測器を操作し、または計測データの閲覧する環境をいうものとします。
- (10) 「ユーザ管理者」とは、遠隔モニタシステム利用申込のユーザ欄に記載された本システムの管理担当者で、「URL」「ID」および「パスワード」等本システムの管理上、

当社から情報提供の窓口となるお客様をいうものとします。

- (11) 「ユーザ」とは、サービス利用権を許諾され「URL」「ID」および「パスワード」にもとづき、本システムを利用する者をいうものとします。
- (12) 「URL」とは、モバイル端末、パソコン等で本システムを利用するために使用するホームページを指定するため、ユーザに対し発行されるものとします。
- (13) 「ID」および「パスワード」とは、ユーザが本システムを利用するにあたってホームページにログインするために指定する ID およびパスワードであって、ユーザに対し発行されるものをいうものとします。
- (14) 「利用契約」とは、本システムの提供に関し、本規約にもとづきお客様と当社との間で締結する契約をいうものとします。
- (15) 「納品」とは、本システムを利用できる状態となり、当社により本システム利用するために必要となる URL、ID、パスワードの提供ならびにお客様に貸与する機器および AirLogger Cloud Lite の使用を許諾する利用許諾書を納品物として収めることをいうものとします。
- (15) 「試用期間」とは、AirLogger Cloud Lite の使用を許諾するライセンス証書に記載された「URL」「ユーザ名」「パスワード」にもとづき、本システムの試用を開始し、システム利用契約にもとづく利用開始日までの期間をいうものとします。
- (16) 「利用開始日」とはシステム利用契約にもとづく弊社が定めた本システム利用開始日となる当月月初日をいうものとします。
- (17) 「システム利用料金」とは、本システム提供の対価として当社または当社契約代理店がお客様に請求する利用料金をいうものとします。
- (18) 「ゲートウェイ機器」とは、本システムを提供するために必要となるクラウドサーバ間の通信制御、および当社計測器の制御に当社より提供、かつお客様に貸与するハードウェアおよび利用期間に限り使用を許諾する AirLogger Cloud Lite のゲートウェイアプリケーションを総称していうものとします。
- (19) 「SD カード」とは、ゲートウェイ機器の動作用ソフトウェアおよび AirLogger Cloud Lite ソフトウェアを保存するために当社より提供かつお客様に貸与するハードウェアをいうものとします。
- (20) 「モバイルルータ」とは、本システムを提供するに当たり、ゲートウェイ機器とクラウドサーバ間の通信を行うため当社より提供かつお客様に貸与するハードウェアをいうものとします。
- (21) 「SIM カード」とは、当社が提供するモバイルルータとともに提供し、かつ当社がお客様に貸与する通信用 IC カードをいうものとします。
- (22) 「ユーザ端末」とは、お客様が本システムを利用するため、使用するお客様所有のモバイル機器、PC 等そのハードウェアおよびソフトウェア等を総称していうものとします。

(本規約の適用)

第3条

- 1 本規約は一切の利用契約に適用されるものとします。
- 2 遠隔モニタリングシステム利用案内、AirLogger Cloud Lite ユーザーズ・ガイドは、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約等の変更)

第4条

- 1 当社は、お客様の承諾を得ることなく、第5条にもとづくお客様への通知により、本規約（遠隔モニタリングシステム利用案内、AirLogger Cloud Lite ユーザーズ・ガイドを含む）の内容を随時変更できるものとします。
- 2 お客様は前項の変更により損害が生じたとしても、当社、クラウド提供者、クラウド管理者および通信回線提供者に一切の損害賠償請求を行わないものとします。

(お客様に対する通知)

第5条

- 1 当社のお客様に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行われるものとします。
 - (1) ユーザ管理者の電子メールアドレスへの電子メールの送信
 - (2) 本サービスに関するウェブサイトへの掲載
 - (3) ユーザ管理者への文書の郵送
 - (4) 前各号の他、当社が適当と判断する方法
- 2 前項の通知は、当社による電子メールの送信、ウェブサイトへの掲載または文書の発送をもって効力を生じるものとします。

(利用契約の成立・更新)

第6条

- 1 利用契約は、AirLogger Cloud Lite 遠隔モニタシステム利用申込書（以下「契約申込書」という）を当社が受理し、かつ、当社が申込内容を承諾した時点で成立するものとします。
- 2 利用契約を更新する場合は、改めて契約申込書を当社が受理し、かつ、当社が申込内容を承諾する必要があります。自動更新はされません。
- 3 当社はお客様と協議の上、個別契約を結ぶことがあります。その場合、個別契約の条件は利用契約に優先します。

(本システムの内容・範囲)

第7条

- 1 本システムの利用範囲、利用方法、利用時間帯その他の諸条件は、システム利用案内に記載のとおりとします。
- 2 ユーザ端末と本システム間の通信、および本システムに係るコンサルティング・サービス、導入・設定サービスおよびシステム開発サービス等システム利用案内の規定外のサービスについては本サービスに含まれないものとします。個別のご要求に対しましては別途有償にて、ご相談させていただきます。
- 3 お客様は、本システムが通信回線を通じてクラウドサーバから非独占的に提供されるシステムであり、ユーザ端末の性能、または通信環境もしくはクラウドサーバの利用状況等により本システムの可用性、通信速度、レスポンス等が変化するシステムであることを了解するものとします。
- 4 当社は、無線データロガーAirLoggerシリーズの故障または電波障害等、如何なる原因によるものであっても、本システムの停止およびデータ欠損等については、一切の責任を負わないものとします。

(本システムの内容および利用料金)

第8条

- 1 当社が提供する本システムの内容およびシステム利用料金は契約申込書の内容によるものとします。
- 2 お客様が利用できる本システムの内容は、本システム利用規約で定めるものとします。
- 3 当社は、本システムの内容を自由に変更できるものとします。
- 4 当社は、利用契約を更新する際のシステム利用料金を自由に変更できるものとします。

(支払方法)

第9条

お客様は、システム利用料金を当社または当社を代理する者が指定する期限および方法で支払うものとします。

(本システムの取り扱い)

第10条

- 1 ゲートウェイ機器、モバイルルータ、SIM カードは、いずれも日本国内でのみ利用可能とします。
- 2 お客様は、ユーザに、本契約の内容を遵守させるものとします。
- 3 お客様は、本システムを当社が提供する説明書の記載内容により正しく利用するものとします。

(ユーザへの連絡)

第 11 条

- 1 利用契約締結時のユーザおよびその連絡先は、契約申込書に記載のユーザ管理者とその連絡先とします。
- 2 お客様は、ユーザ管理者およびその連絡先に変更が生じた場合には速やかに当社に通知するものとします。

(URL、ユーザ名、パスワードの通知)

第 12 条

当社は、納品時に利用許諾書に URL、ID、パスワードを記載し、契約申込書に記載のユーザ管理者へ通知するものとします。ただし、連絡先記載の誤り、天災その他当社の責に帰することができない事由による場合は、この限りではないものとします。

(本サービスの利用権限)

第 13 条

- 1 ユーザに対する本サービスの利用権限の設定ならびにユーザアカウント ID およびユーザパスワードの発行は、当社システム管理者が行うものとします。ユーザアカウントおよびユーザパスワードの管理は、ユーザ管理者が行うものとします。
- 2 当社はシステム管理者が本サービスの利用権限を設定できるユーザの範囲は、利用規約において別段の定めのない限り、お客様に限られるものとします。なお、お客様は、当社が要請した場合、本サービスを利用したユーザの名称等を当社に報告するものとします。
- 3 当社システム管理者は利用規約に記載の数量およびオプションサービスの範囲において、ユーザ管理者およびユーザに本サービスの利用権限を設定できるものとします。
- 4 お客様は、本サービスの利用にあたりお客様が負担する義務をお客様の責任においてユーザ管理者およびユーザに遵守させるものとし、その違反について一切の責任を負うものとします。

(運用停止)

第 14 条

- 1 クラウドサーバは、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、その必要となる期間、停止するものとします。停止期間中は、測定データが欠落したり、遠隔操作等が利用できなかつたりすることがあります。
 - (1) 電力会社の電力供給の中断またはデータ・センタもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由が生じた場合

- (2) クラウド提供者がクラウドサーバ基盤およびアプリケーションの保守を実施する場合
 - (3) 第 31 条第 1 項第 1 号、第 3 号乃至第 7 号に規定の事由が発生した場合
 - (4) その他非常事態が発生した場合
- 2 第 1 項の他、本システムは、ゲートウェイ機器もしくはモバイルルータの故障、ゲートウェイ機器設置箇所の停電またはゲートウェイ機器のバージョンアップや再起動等により、定期的または不定期に停止するものとします。停止期間中は、測定データが欠落したり、遠隔操作等が利用できなかつたりすることがあります。
- 3 第 1 項または第 2 項により本システムが停止され、お客様またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社およびクラウド提供者およびクラウド管理者、通信回線提供者はいかなる責任も負わないものとします。

(クラウドサーバとクラウド管理のサポート対応)

第 15 条

- 1 クラウド提供者は、ニフクラ（富士通クラウドテクノロジー株式会社が提供するクラウドサービス）とし、クラウド管理は、株式会社ディーネットのサポートのもと運用しております。
- 2 当社が提供する、システム利用規約にもとづく本システムのサポート内容については、クラウド提供者およびクラウド管理者のサービス内容変更に伴い、変更させていただきます。
- 3 システム内容変更に伴う、損害賠償その他いかなる責任も、当社およびクラウド提供者ならびにクラウド管理者は負わないものとします。

(お客様による利用契約の解約)

第 16 条

- 1 お客様は、当社所定の期日と方法に従い当社または当社を代理する者に通知することにより、利用契約を解約できるものとします。
- 2 前項の解約がサービス利用期間になされても、お客様は、解約金の支払を当社に請求できないものとします。

(本サービスの廃止)

第 17 条

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本システムの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 廃止日の 60 日前までにお客様に通知したとき
 - (2) 天災地変等不可抗力により本システムが提供できないとき

2 前項にもとづき本システムの全部または一部を廃止する場合、当社は、既に支払われているシステム利用料金のうち、廃止する本システムについて提供しない月数に対応する金額を月割計算にてお客様に返還するものとします。

(禁止事項)

第 18 条

1 お客様は、本システムを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとします。

- (1) インフラ提供者または当社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 本システムの内容や本システムにより利用できる情報を改竄または消去する行為
- (3) 本規約に違反して、第三者に本システムを利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはインフラ提供者もしくは当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつきまたは結びつくおそれのある行為
- (7) わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本システムを利用する行為
- (10) ウィルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせ電子メール）を送信する行為
- (12) データ・センタや通信回線に過大な負荷を生じさせる行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為
- (13) リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アセンブルおよびそれに類する行為。ただし、ゲートウェイ機器に利用しているオープンソースライブラリ部を除きます。
- (14) 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
- (15) 本システムの利用に際し、ウェブアクセス以外の方法でアクセスする行為
- (16) ソースコードにアクセスする行為。

- (17) 本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (18) 前各号の趣旨に照らし、当社が不適切と判断した行為
 - (19) 本システム以外でゲートウェイ機器、モバイルルータ、SIMカードを使用する行
- 2 お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 インフラ提供者および当社は、本システムの利用に関して、お客様の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、またはお客様の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本システムの全部または一部の提供を一時停止させ、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社およびインフラ提供者は、お客様の行為またはお客様が提供または送受信する（お客様の利用となされる場合も含む）情報（第21条のデータを含む）を監視する義務を負わないものとします。

(URL、ID、パスワード等の管理)

第19条

- 1 お客様は、URL、ID およびパスワードを厳重な注意をもって管理するものとし、お客様以外の第三者に開示してはならないものとします。
- 2 URL、ID およびパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、当社およびクラウド管理者はいかなる責任も負わないものとします。
- 3 お客様は、URL、ID、パスワード等を失念した場合、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとします。ただし、当該 URL、ID またはパスワードによりなされた利用は、お客様によりなされたものとみなし、お客様は、本システムにもとづく当社に対する一切の債務を免れることはできないものとします。

(ユーザ端末等の設置および維持)

第20条

- 1 お客様は、システム利用書の定めに従い、自らの負担と責任においてユーザ端末等を設置するものとします。
- 2 本システムの利用にあたり必要となるユーザ端末とクラウドサーバ間の通信回線利用料その他これに係る諸経費は、システム利用料金には含まれず、お客様が負担するものとします。なお、本システムを利用するために必要なクラウドサーバとゲートウェイ間の通信回線利用料および通信料はシステム利用料金に含まれます。

- 3 お客様は、本システムの利用にあたり、自らの負担と責任においてユーザ端末を正常に稼働させるよう維持したうえで、本システムを利用するものとします。

(データの管理)

第 21 条

- 1 お客様は、本システムの利用に伴いクラウドサーバとの間で送受信されデータベースに蓄積されたデータ、またはその他何らかの方法で当社とお客様の間で授受されるお客様に関するデータ（以下「データ」という）について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとします。
- 2 お客様は、データの内容の適切性を自らの責任において判断のうえ、本システムを利用するものとします。
- 3 本システムの利用に起因するデータの滅失または損傷については、当社、クラウド提供者、クラウド管理者および通信回線提供者はいかなる責任も負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、必要な範囲で、お客様の事前の承諾を得ることなく、データにアクセスできるものとします。また、当社は、本システムの提供に関して当社が必要と認めた場合には、必要な範囲で、ユーザから事前の承諾を得ることなく、クラウド提供者およびクラウド管理者に対し、データにアクセスさせることができるものとします。この場合に、当社は、不正競争防止法および個人情報保護法を遵守しデータ扱うものとします。また、当社は、クラウド管理者に、不正競争防止法および個人情報保護法を遵守しデータを取扱わせるものとします。
- 5 当社は、本システムが終了した場合、クラウド管理者にデータサーバに蓄積されたお客様に関するデータを消去させるものとします。

(情報や資料等の提供)

第 22 条

- 1 お客様は、当社からの要請がある場合、本システムの履行に必要とされる情報または資料等（以下「資料等」という）を無償で当社に提供するものとします。
- 2 当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、本システム遂行上必要な範囲内で資料等をクラウド管理者に利用させることができるものとします。

(SIM カードの貸与および返却)

第 23 条

- 1 SIM カードは、当社がお客様に対して貸与し、お客様が自ら使用するものとします。
- 2 お客様は、SIM カードにつき通信回線提供者が当社に対して課す管理義務その他の義務を遵守するものとし、SIM カードの管理不十分、使用上の過誤等による損害はお客様

様が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとしします。

3 お客様は、次のいずれかの場合には、当社が別に定める方法によりその SIM カードを当社が指定する場所へ速やかに返還するものとしします。

- (1) 利用契約が解除またはその他の理由により終了した場合
- (2) 当社が SIM カードを交換またはお客様識別番号を変更するとき
- (3) その他お客様が SIM カードを使用しなくなったとき

(ユーザの遵守事項)

第 24 条

第 13 条の定めにもとづき、ユーザが本システムを利用する場合、お客様はユーザとの間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結するなどの方法により、ユーザにこれらの事項を承諾および遵守させるものとしします。

- (1) ユーザは、利用契約の内容を承知したうえ、お客様と同様にこれらを遵守するものとしします。
- (2) お客様と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、お客様からユーザに対する本サービスの提供も自動的に終了し、ユーザは本サービスを利用できなくなるものとしします。
- (3) ユーザは、第三者に本サービスを利用させないものとしします。
- (4) ユーザは、本サービスに関して当社およびインフラ提供者に損害賠償の請求はできず、一切の責任追及を行うことができないものとしします。
- (5) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、必要な範囲で、ユーザから事前の承諾を受けることなくインフラ提供者にユーザから得た情報を開示することができるものとしします。

(債権、債務の譲渡等)

第 25 条

お客様は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびにお客様としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとしします。

(知的財産権の取扱い)

第 26 条

- 1 お客様は、利用契約にもとづいて、本システムを利用することができるものであり、本システムに関する知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとしします。
- 2 お客様は、当社およびインフラ提供者または当社およびインフラ提供者への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとしします。

- 3 お客様が、本システムを利用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するとして何らかの訴え、異議、請求等（以下「紛争」という）がなされた場合、お客様は速やかに紛争の事実を当社に通知するものとし、当社および当社への権利許諾者はお客様と協議のうえ、当該第三者との紛争を処理することができるものとします。なお、お客様は当社または当社への権利許諾者に必要な権限を委譲するとともに、必要な協力を行うものとします。
- 4 お客様は、本サービスの利用に伴い、当社、インフラ提供者および原権利者の知的財産権を侵害した場合には、当社、インフラ提供者および原権利者へその損害を賠償するものとします。

（秘密の保持）

第 27 条

- 1 お客様および当社は、利用契約の履行に関連して秘密もしくは非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」という）を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。なお、お客様および当社は、秘密情報を相手方に口頭にて開示する場合には、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえで、開示後速やかに秘密情報の内容を記載した文書を相手方に交付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) お客様または当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
- 2 前項の定めにかかわらず、お客様および当社は、秘密情報のうち法令の定めにもとづき裁判所または権限のある行政機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先、当該裁判所または当該行政機関に対し開示することができるものとします。お客様および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかに相手方に通知するものとします。
- 3 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本システム遂行上必要な範囲内で秘密情報を複製することがで

きるものとしします。この場合、お客様および当社は、当該複製された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとしします。

- 5 前各項の規定に関わらず、本システム遂行上当社が必要と認めた場合には、必要な範囲で、お客様から事前の承諾を受けることなくインフラ提供者に対し秘密情報を開示することができるものとしします。ただし、当社は本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等のものをインフラ提供者に負わせるものとしします。
- 6 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは秘密情報および複製を相手方に返還し、秘密情報がユーザ端末やクラウドサーバのデータベースの等に記録されている場合はこれを消去するものとしします。
- 7 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとしします。

(個人情報の保護)

第 28 条

- 1 当社は、本システムの実施に伴いお客様から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいい、以下同じ）を本システム利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとしします。
- 2 個人情報の取り扱いについては、前条第 3 項乃至第 6 項の規定を準用するものとしします。
- 3 本条の規定は、利用契約終了後も 2 年間有効に存続するものとしします。

(情報漏洩時の対応)

第 29 条

お客様および当社は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとしします。

(免責)

第 30 条

- 1 当社は、本システムならびに本システムを利用して作成したお客様およびユーザのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとしします。
- 2 当社は、本規約に明示する場合を除き、明示的、黙示的に関わらず、本システムに関して、特定目的に対する商品性、適正または適合性を含め、如何なる保証も行わないものとしします。

(損害賠償)

第 31 条

1 利用契約において明示的な定めのある場合を除き、本システムの利用に起因して生じるお客様、ユーザ、その他の第三者における一切の損害（これには、次の各号の事由に起因する損害を含みますがこれらに限定されないものとします）について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても当社およびインフラ提供者は損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) ユーザ端末等の障害またはクラウドサーバまでのインターネット接続サービスの不具合等お客様の接続環境の障害
- (2) クラウドサーバからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (3) インフラ提供者が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入
- (4) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないクラウドサーバ等本システムに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (5) 当社が定める手順、セキュリティ手段等をお客様等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (6) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分に起因して発生した損害
- (7) 天災地変、戦争、テロ行為、致死的な伝染病の流行等の不可抗力その他当社の責めに帰さない事由により本システムを提供できない場合

2 本システムに関連して当社が損害賠償責任を負う場合、当社の負担する損害賠償金額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、本システムの解約の有無にかかわらず、損害発生月のシステム利用料金相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、その予見の有無を問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。

(輸出管理等)

第 32 条

1 お客様がウェブサービスを日本国外で利用する場合または日本国内の非居住者に利用

させる場合、お客様は事前に当社が求める情報を文書または電子メールにて提供するものとします。

- 2 お客様は前項にもとづき当社に通知および情報の提供を行ったうえで、日本国「外国為替及び外国貿易法」等輸出に関する関連法規その他適用される一切の国内外の法令を遵守し、自己の責任で必要な手続きをとるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 33 条

1 お客様は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（当社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下「自社等」という）ならびに自社等の役員が、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から3年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうロゴまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的とを問わず、不当に暴力団等を利用すること
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
- (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
- (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害すること

2 当社は、お客様が前項の規定に違反した場合、お客様に対する何らの通知、催告を要せず、本契約の全部または一部について解除することができるものとします。

3 お客様が第1項の規定に違反した場合、お客様は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちに当社に弁済しなければならないものとします。

4 お客様が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したことによりお客様に損害が発生した場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

5 お客様が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したこと起因して当社に損害が発生した場合、当社はおお客様に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(本規約の有効性等)

第 34 条

- 1 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとし、
- 2 当社またはお客様が相手方による本規約の規定の遵守を強制せず、または要請をしなかったとしても、当該規定を放棄したとはみなされず、当該規定その他の規定を強制する権利になんら影響を与えないものとし、

(準拠法と裁判管轄)

第 35 条

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、また、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。